

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

富士の国やまなし山梨中北部エリア地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県、南アルプス市、北杜市、甲斐市

3. 地域再生計画の区域

甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、中央市及び甲斐市並びに山梨県中巨摩郡昭和町の全域

4. 地域再生計画の目標

本地域は、山梨県の中北部に位置し、南アルプス、秩父多摩甲斐、八ヶ岳中信高原の3つの国立・国定公園を持つ広大なエリアである。特に、西部の南アルプス、北西部の八ヶ岳南麓、北部の瑞牆山・金峰山・「山梨百名山」と称した山々、北部山岳道路としてクリスタルライン、八ヶ岳南麓にある「日本百名水」で知られる三分一湧水と天然記念物の「日本最古の桜」である山高神代桜、日本の名勝として名高い「御岳昇仙峡」等豊かな自然や景観が数多く存在し、毎年多くの観光客が訪れている。

しかし、この地域は、観光地間のアクセス道路の整備の遅れから、地域内の連携に欠けるため日帰り通過型の観光エリアとなっている。このことから、絶景のビューポイントや新たな森林レクリエーションの場等を提供し、山岳観光とグリーンツーリズムを有機的に連携させるため、高速道路 I C や主要幹線道路から観光施設間や山岳周遊道路へのアクセス利便性を向上させる効率的な道路ネットワークの構築を図ることが課題となっている。

一方、南部の市街地及びその周辺においては、安全・安心の地域づくりの観点から通行上危険な箇所を解消し、地域内での災害発生時等に避難誘導・救援活動を円滑にするための避難経路や物資調達の輸送網として安全かつ安心して通行できる交通環境の整備、さらに、医療・福祉ネットワークの形成の観点から、高齢者福祉サービスを円滑に進める道路網として、主要な緊急道路網を補完するアクセス道路の整備が必要となっている。

これらの課題を総合的に解決するため、地域内の観光振興に伴う関連事業と併せて、市道の開設・改良事業、広域農道の新設事業、林道の開設・改良・舗装事業を一体的に進めることとする。

これにより、第1に高速道路 I C からの地域内観光地へのアクセスが向上し、本県の山岳観光の中核をなす南アルプス・八ヶ岳・奥秩父等の山岳景観や戦国武将「武田信玄」ゆかりの文化・歴史遺産など、いくつもの観光資源を有機的に結びつけ、バラエティに富む魅力的な周遊ルートを確立することで、滞在型の観光地として観光客の入り込み客数の増加を図り地域全体の活性化をめざす。第2に緊急時におけるアクセス道路として緊急道路網を補完する役割を果たし、住民福祉の向上と安全・安心の地域づくりを進める。

(数値目標)

現在、本県においては平成16年6月21日認定済の地域再生計画「『富士の国やまなし』観光振興計画」に基づき、全県的に観光振興戦略を積極的に展開している。その計画目標については(表1)のとおりであり、10年後における観光客数を目標数値として掲げている。本計画においては、この観光振興計画を基に地域内で推進する関連事業との連携をとり、市道・林道の整備による山岳観光・拠点施設へのアクセス改善を図ることで、表2のと通りの効果を見込んでいる。

表1：平成25年における観光関連目標数値〔山梨県全体〕

算出方式	現況値(H14)	目標値(H25)
年間観光客数(実人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)	40,108千人	50,100千人
年間外国人観光客数(実人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)	399千人	672千人
観光客一人当たりの消費額 【出典】観光客動態調査(山梨県)	8,025円	8,230円
年間宿泊者数(実人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)	5,868千人	6,070千人

注) 山梨県長期総合計画「創・甲斐プラン21」から推計

注) 地域再生計画「富士の国やまなし」観光振興計画資料より

表2：平成21年における観光客数目標数値

単位:人

算出方式	各地区	現況値(H15)	目標値(H21)
年間観光客数(延べ人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)	昇仙峡・湯村温泉周辺	4,338,480	—
	武田神社周辺	5,552,228	—
	広河原・芦安温泉周辺	316,068	—
	楡形山・果実郷周辺	436,002	—
	釜無川右岸	884,511	—
	八ヶ岳周辺	6,504,075	—
	金峰・みずがき周辺	339,899	—
	甲斐駒・鳳凰三山周辺	1,357,854	—
	茅ヶ岳周辺	1,089,309	—
	計	20,818,426	—
年間観光客数(実人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)		16,644,814	—
計画地域年間観光客数(実人数)		3,328,000	3,744,000

注) 計画地域年間観光客数(実人数)は観光客動態調査年間観光客数(実人数)から推計

注) 目標値は「富士の国やまなし」観光振興計画観光客表4の目標から推計

(目標2)

山岳地域の緊急時のアクセス道路として葦崎市の「林道鈴嵐線」等を整備することにより、緊急道路を補完し安心・安全の確立を図る。

最短経路の距離

(単位: km)

区 間	現 況 値	目 標 値
青木鉱泉～葦崎市内	約 1 5	約 6

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

北部においては、甲府昭和 I C から昇仙峡方面へのアクセスを目的として、甲斐市の「市道上の段南原線」・「市道大屋敷大久保線」の開設及びその周辺の市営林道等の整備に加え、県の公共事業重点化事業の中の「豊かな観光基盤づくり事業(昇仙峡地区)」により「林道奥仙丈線」の早期の完成を図る。

また、南部市街地においては、安全・安心の交通環境を整備するため、「市道若草 1 号線」等の整備を行うとともに、南アルプス市の「市道古屋敷沓沢線」等の改良事業及び県の公共事業重点化事業の中の「豊かな観光基盤づくり事業(南アルプス地区)」により林道を早期に整備する。

これらにより、中北部エリア全体として市道・農道・林道と既に整備済みあるいは今後整備予定である高速道路や県道等との連携が図られ、以下のようなアクセスルート網が構築される。

(下線: 道整備交付金整備路線)

ルート 1

- ・ 【双葉 I. C → 市道県道希望ヶ丘線 → 市道大屋敷大久保線 → 農道茅ヶ岳東部線 → 昇仙峡 → 荒川ダム → 林道奥仙丈線 → 板敷溪谷 → 林道荒川支線 → 乙女高原 → クリスタルライン → マウントピア黒平 → 金桜神社 → 昇仙峡】

ルート 2

- ・ 【甲府昭和 I. C → 市道上の段南原線 → 市道大屋敷大久保線 → 市道岩森菖蒲沢線 → 農道茅ヶ岳東部線 → 林道大明神線 → クリスタルライン → 林道小森川線 → 瑞牆山・金峰山 → 増富温泉 → 林道檜山線 → 林道つくえ線 → 県立フラワーセンター → 林道比志海岸寺線 → 大門ダム → 市道津金 1 2 号線 → 市道若神子大蔵線 → 市道 2 号線 → 須玉 I. C】

ルート 3

- ・ 【長坂 I. C → オオムラサキセンター → 農道八ヶ岳南線 → 市道花水金ノ手線 → 農道甲斐駒ヶ岳線 → 林道釜無川右岸線 → 尾白川溪谷・甲斐駒ヶ岳 → 市道小学校前線 → 林道小武川線 → 御座石鉱泉・青木鉱泉 → 林道小字沢線 → 甘利山 → 林道御庵沢小武川線 → 林道鈴嵐線 → 葦崎 I. C】

ルート 4

- ・ 【白根 I. C → 市道古屋敷沓沢線 → 林道南アルプス線 → 夜叉神峠 → 北岳 → 北沢峠 → 甲斐駒ヶ岳・鳳凰三山 → 芦安温泉 → 林道桃ノ木鳩打線 → 林道高尾伊奈ヶ湖線 → 櫛形山県民の森 → 林道櫛形山支線 → 市道櫛形 8 号線 → 市道櫛形 9 号線 → 市道下宮地荊沢線 → 市道若草 1 号線 → 市道若草 4 0 号線 → 林道大窪鶯宿線 → 甲府南 I. C】

このように、計画期間内の市道・林道整備により当地域一帯をカバーする新たな周遊ルートを確立することで、観光客の周遊性・滞在性が高まり、観光客の自然とふれあう機会を大きく増やすことができ、あわせて地域全体が活性化する。

なお、整備予定の各市道については、各市において路線認定済であり、林道については、富士川上流地域森林計画に掲載されている。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市町村道

南アルプス市道「古屋敷沓沢線」：道路法に規定する市町村道に昭和52年10月31日に認定済み
南アルプス市道「若草40号線」：道路法に規定する市町村道に昭和62年3月18日に認定済み
南アルプス市道「下宮地荊沢線」：道路法に規定する市町村道に昭和61年9月26日に認定済み
南アルプス市道「楡形9号線」：道路法に規定する市町村道に昭和62年3月9日に認定済み
南アルプス市道「楡形8号線」：道路法に規定する市町村道に昭和62年3月9日に認定済み
南アルプス市道「若草1号線」：道路法に規定する市町村道に昭和62年3月18日に認定済み
甲斐市道「岩森菖蒲沢線」：道路法に規定する市町村道に平成16年10月13日に認定済み
甲斐市道「上の段南原線」：道路法に規定する市町村道に平成16年12月8日に認定済み
甲斐市道「大屋敷大久保線」：道路法に規定する市町村道に昭和61年3月31日に認定済み
甲斐市道「県道希望ヶ丘線」：道路法に規定する市町村道に昭和57年3月13日に認定済み
北杜市道「花水金ノ手線」：道路法に規定する市町村道に昭和60年12月19日に認定済み
北杜市道「津金12号線」：道路法に規定する市町村道に昭和60年3月12日に認定済み
北杜市道「2号線」：道路法に規定する市町村道に昭和60年3月27日に認定済み
北杜市道「小学校前線」：道路法に規定する市町村道に昭和58年10月1日に認定済み
北杜市道「若神子大蔵線」：道路法に規定する市町村道に平成10年10月1日に認定済み

広域農道

「八ヶ岳南線」：事業採択を平成10年4月8日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続を行い、平成11年5月30日に確定している。

「甲斐駒ヶ岳線」：事業採択を平成7年4月1日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続を行い、平成7年5月13日に確定している。

「茅ヶ岳東部線」：事業採択を平成14年3月29日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続を行い、平成14年3月30日に確定している。

林道

「荒川支線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成14年樹立）に路線を記載
「大窪鶯宿線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成14年樹立）に路線を記載
「釜無川右岸線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成14年樹立）に路線を記載
「小字沢線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成14年樹立）に路線を記載
「小武川線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成14年樹立）に路線を記載
「小森川線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成14年樹立）に路線を記載
「大明神線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成14年樹立）に路線を記載

- 「比志海岸寺線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 14 年樹立）に路線を記載
- 「南アルプス線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 14 年樹立）に路線を記載
- 「楡形山支線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 14 年樹立）に路線を記載
- 「檜山線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 14 年樹立）に路線を記載
- 「桃ノ木鳩打線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
- 「御庵沢小武川線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
- 「高尾伊奈ヶ湖線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
- 「つくえ線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
- 「奥仙丈線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
- 「鈴嵐線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載

【施設の種類（事業区域）、事業主体】

- ・ 市道（北杜市、甲斐市、南アルプス市） 山梨県、北杜市、甲斐市、南アルプス市
- ・ 農道（甲斐市、韮崎市、北杜市） 山梨県
- ・ 林道（甲府市、北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市） 山梨県、南アルプス市、北杜市

【事業期間】

- ・ 市道（平成 17 年度～21 年度）、林道（平成 17 年度～21 年度）
農道（平成 18 年度～21 年度）

【整備量及び事業費】

- ・ 市道 10,765m、農道 14,917m、林道 26,952m・ 1 箇所
- ・ 総事業費

市道	2, 6 9 9, 0 0 0 千円（うち交付金	1, 3 4 9, 5 0 0 千円）
広域農道	1 1, 7 7 1, 4 4 5 千円（うち交付金	5, 8 8 5, 7 2 2 千円）
林道	1, 7 2 5, 0 8 0 千円（うち交付金	8 1 3, 8 9 0 千円）
合計	1 6, 1 9 5, 5 2 5 千円（うち交付金	8, 0 4 9, 1 1 2 千円）

（5－3）その他の事業

平成 16 年 6 月 21 日に認定された地域再生計画「『富士の国やまなし』観光振興計画」に基づき、やまなし魅力発信事業などのソフト事業や観光施設整備を進める。

また、山梨県において「豊かな観光基盤づくり事業」を実施し、エリア内北部の昇仙峡地区において林道や馬車道等の整備を進め、南部の南アルプス地区においても林道の改良事業を行う。

甲斐市は、市の長期計画に位置付けた「甲斐敷島梅の里クラインガルデン事業」を推進し、市北部の遊休農地を利用した市民農園の整備により都市からの交流人口を増加させ、中山間地域の活性化や都市と農山村との交流を促進する。

北杜市は、「魅力ある観光地づくり計画」において茅ヶ岳山麓周遊ルートの確立や周辺の森林整備の推進を位置付け、このために必要な基盤整備を進める。

南アルプス市は、「南アルプス市観光基本計画」を策定し、市北西部の山里地区を「観光教育推進エリア」と位置付け、登山の歴史、文化を大切に守るとともに、訪れる多くの観光客にその魅力を伝える施設を整備する。なお、H19 年度において、具体的なアクションプラン

を策定する予定である。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し、関係行政機関と達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

北杜市増富地区において、「増富地区交流振興特区」が認定されており、国立公園における都市農村交流プログラムを展開することにより、交流人口を効果的に増大させ集落機能の維持と地域経済の活性化を図っている。今回、本地域再生計画を推進することにより、当該特区との相乗効果が期待できる。